○柳井地域広域水道企業団企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

令和２年１２月２８日

条例第２号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第２４３条の２の８第１項の規定に基づき、企業長等（柳井地域広域水道企業団（以下「企業団」という。）における同法第２９２条において準用する同法第２４３条の２の７第１項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。次条において同じ。）の企業団に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

（損害賠償責任の一部免責）

第２条　企業団は、企業長等の企業団に対する損害を賠償する責任を、企業長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、企業長等が賠償の責任を負う額から、企業長等に係る基準給与年額（地方自治法第２９２条において準用する地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７３条の４第１項第１号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる企業長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

（１）企業長　６

（２）副企業長、参与又は監査委員　４

（３）職員（前号に掲げる職員を除く。）　１

附　則

この条例は公布の日から施行し、同日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

附　則（令和６年３月６日条例第２号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月６日条例第４号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年１２月２７日条例第１６号）

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年２月１８日条例第３号）

（施行期日）

１　この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第６５号）附則第１条第３号に定める日から施行する。

（調整規定）

２　この条例の施行の日が柳井地域広域水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和６年柳井地域広域水道企業団条例第１３号）の施行の日前である場合には、題名及び第１条（見出しを含む。）中「柳井地域広域水道企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例」とあるのは、「柳井地域広域水道企業団水道用水供給事業の設置等に関する条例」とする。